

【法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について】

社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者が不利にならないなど、公平で健全な競争環境を構築するため、大分県公共工事請負契約約款第3条の規定に定める請負代金内訳書の提出が必要になります。

(1) 法定福利費とは

法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料（健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料等）をいいます。

(2) 対象工事について

契約書を作成する全ての建設工事とします。

(3) 記載内容等について

別添の第5号様式（土木関係工事又は建築関係工事）に次の①～③に掲げるものを記載のうえ、押印してください。

なお、第5号様式（土木関係工事又は建築関係工事）の記載内容が確認できれば別様式でも差し支えません。

①発注者名、年月日、住所、商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所及び工期を記載してください。

②（土木関係工事の場合）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記載してください。

（注）土木関係工事とは、主に②の2（注）に記載した建築関係工事以外の工事をいう。

②の2（建築関係工事の場合）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額を記載してください。

（注）「建築関係工事」とは、主に建築工事及び建築物及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

③工事価格の内数として、当該工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載してください。

(4) 提出方法等について

①契約締結後14日以内に請負代金内訳書を提出してください（工程表の提出と同様です。）

②入札時に提出した入札金額内訳書の工事費内訳と請負代金内訳書の工事費内訳が合致していること及び法定福利費が適正に記載されていることを確認してください。

③入札時に提出した入札金額内訳書に法定福利費の金額を記載している場合は、請負代金内訳書の工事費内訳の欄に「別紙のとおり」と記載し、入札金額内訳書を添付して提出することができるものとします。

【受注者（元請）が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結することを禁止することについて】

従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、大分県公共工事請負契約約款第7条の2の規定に定める社会保険等未加入建設業者を一次下請負人にすることができないこととします。

（1）社会保険未加入建設業者とは、

建設業許可を有する建設業者のうち、事業所として社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者をいいます。

よって、社会保険等の加入義務がない者及び許可を受けないで建設業を営むことができる者については、対象となりません。

※社会保険等加入義務については、こちら[社会保険加入義務について](#)

（2）例外措置

社会保険等未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等を加入することを条件に下請契約の相手方とすることができます。なお、特別の事情に該当するか否かについては、受注者から提出された理由書やヒアリング等を踏まえ、個別に判断します。

（3）違反した場合の措置

指名停止や工事成績評定点の減点となることがあります。